

非該当証明書

2/6/2026

タレスDISジャパン株式会社

東京都港区赤坂 2-17-7

赤坂溜池タワー 8 階

03-6744-0222



該非判定を行った結果、以下のプログラムは外国為替令別表の1項から15項までのいずれにも該当しないことを証明します。

なお、外国為替令別表の16項には該当します。

※令和8年2月14日施行政省令等対応

名称	Sentinel EMS
メーカー	THALES DIS USA INC.
型番	-

項目	貨物等省令項目	項目を判定に用いた理由	判定結果
第1項	武器		対象外
第2項	原子力		対象外
第3項	化学兵器		対象外
第3の2項	生物兵器		対象外
第4項	ミサイル		対象外
第5項	先端材料		対象外
第6項	材料加工		対象外
第7項	エレクトロニクス		対象外
第8項	電子計算機		対象外
第9項	通信	第21条第1項 暗号機能を有するため	非該当
第10項	センサー		対象外
第11項	航法装置		対象外
第12項	海洋関連		対象外
第13項	推進装置		対象外
第14項	その他		対象外
第15項	機微品目		対象外
第16項	キャッチオール規制	工業製品であるため	該当

ECCN判定 EAR99

・判定上の最終確認につきましては、輸出又は役務取引のご担当者様にて輸出国、客観要件、又は需要者等の判断のうえ該非判定願います。

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

技術内容 : Sentinel EMS

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (1 / 2)

9 - (1) 輸出貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの	判 定 欄	注 釈	記 入 欄
〔省令〕第21条 第1項			
外為令別表の9の項(1)の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする。			
一 第8条第二号イ (二)に該当するものの設計 又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	プログラムである
二 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五までの いずれかに該当するものの設計又は製造に必要な技術 (プログラム及び前号に該当するものを除く。)	【 × 】		(省令第8条第 号) プログラムである
二の二 第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの (同条第十一号ロに該当するものを除く。) の設計又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】 《 》	】除外	(省令第8条第 号) プログラムである
三 第8条第九号から第十二号までのいずれかに該当するもの (同条第十一号ロに該当するものを除く。) の使用に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】 《 》	】除外	(省令第8条第 号) プログラムである
四 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五まで のいずれかに該当するものの使用 (操作に係るものを除く。) に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】 《 》	】除外	(省令第8条第 号) プログラムである
五 第8条第二号イ (二)に該当するものを設計し、 又は製造するために設計したプログラム	【 × 】	付表技術	貨物を設計・製造するものではない
六 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五まで のいずれかに該当するものを設計し、又は製造するために設計し、 又は改造したプログラム (前号に該当するものを除く。)	【 × 】 《 》	】除外	(省令第8条第 号) 貨物を設計・製造するものではない
七 第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに 該当するものを設計し、又は製造するために設計し、 又は改造したプログラム	【 × 】	本項= 第1項	(省令第8条第 号) SDKであり、かつ、暗号機能を有する。しかし、暗号 機能は認証目的のみに使用されるものであり、本項 9号に該当するものを設計・設計するものではない
七の二 第8条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するもの を設計し、又は製造するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】		(省令第8条第 号) 左記設計ではない
八 第8条第一号、第二号又は第四号から第五号の五まで のいずれかに該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】		(省令第8条第 号) 貨物を使用するためのものではない
八の二 第8条第九号から第十一号イまで又は本項第九号のいずれかに 該当するものを使用するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】		(省令第8条第 号) 貨物又はプログラムを使用するためのものではない
八の三 第8条第十一号ロ又は本項第九号の二に該当するもの を使用するために設計し、又は改造したプログラム	【 × 】		(省令第8条第 号) 貨物又はプログラムを使用するためのものではない
九 プログラムであつて、第8条第九号イ若しくはハからホまで、 第十号又は第十一号イのいずれかに該当する貨物の有する機能と 同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの 又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの (第8条第九号イ又はハからホまでに係るものにあっては、 公開された又は商業用の暗号標準のみを用いたもののうち、 その機能が、操作、管理又は保守に関するもの に限定されているものを除く。)	【 × 】 《 》	】除外	(省令第8条第 号) 暗号機能は認証目的のためのみに使用さ れているため、左記に該当しない
九の二 プログラムであつて、第8条第十一号ロに該当する貨物の 有する機能と同等の機能を有するもの、当該機能を実現するためのもの 又は当該機能のシミュレーションを行うことができるもの (侵入プログラムを除く。)	【 × 】 《 》		情報システムのセキュリティ管理機能を無効化し、 機能を低下させ又は迂回させるものではない
十 削除		】除外	
十一 第5号のプログラムの設計 又は製造に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】	付表技術	

外国為替令 別表 項目別対比表 (該非判定用)

©CISTEC

2026.02.14施行政省令等対応 (2 / 2)

9 - (1) 輸出貿易管理令別表第1の9の項の中欄に掲げる 貨物の設計、製造又は使用に係る技術であつて、 経済産業省令で定めるもの	判定欄	注釈	記入欄
〔省令〕第21条〔第1項〕 外為令別表の9の項(1)の経済産業省令で定める技術は、 次のいずれかに該当するものとする。 十一の二 第五号のプログラムの使用 (操作に係るもの除く。) に必要な技術(プログラムを除く。)	該当 ○ 非該当 × 対象外 - 【 × 】 《 》	】除外	
十二 第七号、第八号の二又は第九号の プログラムの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)	【 × 】		
十二の二 第七号、第八号の二又は第九号の プログラムの使用に必要な技術(プログラムを除く。)	【 × 】		
十三 第六号又は第八号のプログラムの設計、製造 又は使用(操作に係るもの除く。)に必要な技術 (プログラムを除く。)	【 × 】 《 》	】除外	
十四 削除			
十五 削除			
十六 第8条第九号口に該当する機能を有する技術(プログラムを除く。) であつて、 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、 ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	【 × 】		暗号機能は認証目的のためのみに使用されており、 左記に該当しない
十七 第8条第九号口に該当する機能を有するプログラムであつて、 暗号機能有効化の手段を用いることによってのみ、 ある貨物又はあるプログラムの暗号機能を有効化するもの	【 × 】		
作成責任者: (作成年月日: 2026年 2月6日)		判定結果	<input type="checkbox"/> 該当 <input checked="" type="checkbox"/> 非該当
会社名	タレスD I S ジャパン株式会社	該当項目番号	① 外為令別表の項目番号 [] ② 貨物等省令の条項番号等の番号等 []
所属・役職	ソフトウェアマネタイゼーション事業本部		
(フリガナ) 氏名	山下 進一		
電話	03-6744-0222		